

## とやま糖尿病療養指導士の更新について

- とやま糖尿病療養指導士の資格は5年毎に更新する。（有効期間は認定証に記載の通りとする。ただし、2017年度～2019年度の資格取得者は更新期間を1年間延長する。）**
  - 第1回（2017年度）とやま糖尿病療養指導士資格取得者**

変更前：「2018年4月1日～2023年3月31日迄の資格で、2022年度より更新の手続き開始。」  
変更後：「2018年4月1日～2024年3月31日迄の資格で、2023年度より更新の手続き開始。」
  - 第2回（2018年度）とやま糖尿病療養指導士資格取得者**

変更前：「2019年4月1日～2024年3月31日迄の資格で、2023年度より更新の手続き開始。」  
変更後：「2019年4月1日～2025年3月31日迄の資格で、2024年度より更新の手続き開始。」
  - 第3回（2019年度）とやま糖尿病療養指導士資格取得者**

変更前：「2020年4月1日～2025年3月31日迄の資格で、2024年度より更新の手続き開始。」  
変更後：「2020年4月1日～2026年3月31日迄の資格で、2025年度より更新の手続き開始。」
- 資格を更新するためには、指定期間内に以下の要件(1)～(5)を満たさなければならない。**
  - 本機構が主催する更新のための講習会[付表①]を1回以上受講していること。**
    - 更新のための講習会は年1回以上開催するものとする。
    - 更新のための講習会を受講された方には受講証明書を配布する。
    - 講習会の周知は本機構ホームページ上で行う。
  - 日本糖尿病協会富山県支部が行う行事[付表②③]に1回以上参加していること。**
    - 具体的には日本糖尿病協会富山県支部総会および講演会を示す。
  - 本機構が認定する学会・講習会・研修会を受講[付表⑦～⑳]、もしくは、発表者として参加(+1単位)していること(回数不問)。あるいは、本機構が認定するイベントでのボランティア活動[付表④～⑥]に参加していること(回数不問)。**
    - 次のa～cに挙げる研修会については、参加証、領収書等の参加を証明する書類のコピーを提出すること。なお、発表・講演(+1単位)については、抄録集・プログラムのコピーを提出すること。
      - 日本糖尿病療養指導士認定機構が主催・共催または後援する研修会、および日本糖尿病療養指導士認定更新のための単位取得が認められる研修会[付表㉑]
      - 各学会[付表⑦～⑱]およびその地方会が主催・共催または後援する学術集会・研修会
      - その他、本機構が認定する学会・講習会・研修会[付表⑯～㉓]
    - ボランティア活動については、本人の参加が確認できる証明書を提出すること。
  - 上記(1)(2)(3)および付表㉒を合わせて12単位以上取得していること。**
  - 認定更新審査料(5,000円)を完納していること。**
- 更新の際には、「認定更新申請書(様式1-1)」「取得単位申告書(様式1-2)」「取得単位証明書添付書(様式1-3)」「更新のための所感(様式1-4)」「認定期間中に糖尿病患者の療養等に従事している証明書(例：様式1-5)」「日本糖尿病協会の正会員である証明書」を本機構「認定更新係」へ郵送すること。**

〒930-0194 富山市杉谷 2630 富山大学医学部第一内科 医局内  
とやま糖尿病療養支援機構「認定更新係」宛
- 特別な事情により認定更新の条件を満たせない場合は、認定期間延長の申請をすることができる。「認定期間延長申請書(様式1-6)」「認定期間延長申請理由に関する書類」を本機構「認定更新延長係」へ郵送すること。**

〒930-0194 富山市杉谷 2630 富山大学医学部第一内科 医局内  
とやま糖尿病療養支援機構「認定更新延長係」宛
- 更新時に認定更新審査料(5,000円)が必要となります。資格更新手続き規定に記載の口座へ振り込むこと。**
- 更新のための提出書類等については、本機構ホームページ等でお知らせします。**